

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	公益財団法人 千葉県動物保護管理協会		(県) 所管所属	健康福祉部 衛生指導課		
代表者職氏名	理事長 村田 佳輝		電話番号	043-223-2642		
所在地	千葉市中央区都町6-2-15		直近の決算承認日	令和7年 6月20日		
電話番号	043-214-7814		経営方針（団体代表者が記入）			
団体HPのURL	https://www.c-animal.jp		動物による危害・被害防止や動物愛護精神の普及などにより、人と動物との調和の取れた社会の実現に向けて、経営の効率化及び効果的な事業運営に取り組み、経営基盤の強化と安定を図るとともに、より一層の公共性の高い事業を積極的に推進し、公益法人として県民から信頼され、必要とされる財団を目指します。			
当初設立年月日	平成5年4月7日（前身団体 昭和62年7月27日）					
設立の経緯 団体の略歴	<p>【設立趣意等の経緯】 近年、生活様式が多様化している中で、精神的な豊かさが求められ、動物とのふれあいが身近なものとしてペットブームを招来している。特に、犬・猫の飼養の増加に比例して、無責任な飼い方に起因する被害・危害・苦情等の様々な問題が発生している。そこで、複雑かつ多様化する諸問題に対して行政の施策を側面から支援しながら、全県的に粘り強く、しかも、永続的に動物保護管理活動を展開し、人と動物との調和がとれた県土の構築に、柔軟かつ適切に対応できる財団を創設する。</p> <p>【略歴】 S62.7 任意団体として設立 H5.4 財団法人に移行 (県獣医師会への委託業務の一部を移管) H25.4 公益財団法人に移行</p>					
定款に定める設立の目的	動物による危害・被害を防止し、動物を愛護する精神を広く社会に普及し、併せて生命尊重等の意識の高揚を図り、もって人と動物の調和のとれた社会づくりに寄与するとともに、社会福祉の向上を目的とする。					

2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	280,000	(単位：千円)
出資等の対象の区分		
資本金等の金額	280,000	資本金等以外の金額

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】（直近の決算現在）

出資等した者	資本金等の金額（千円）	左記全体に占める割合	左記割合の順位	資本金等以外の金額（千円）	備考
千葉県	140,000	50.00%	1位	0	該当なし
千葉市	48,000	17.14%	2位	0	該当なし
(公社)千葉県獣医師会	44,000	15.71%	3位	0	該当なし
船橋市	4,572	1.63%	4位	0	該当なし
松戸市	4,447	1.59%	5位	0	該当なし
その他51市町村	38,981	13.92%	—	0	該当なし

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「—」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：普及・啓発活動事業		【事業区分】	公益目的事業		
【事業内容・実績】					
①協会活動を支援するボランティアを募集するとともに登録者の再教育を行い、人材の育成と確保を図る。 ②動物愛護週間の一環として、県・市町村等と動物愛護フェアを主催又は共催し、しつけ方教室や健康相談を通じて、普及啓発を行う。また、「わが家の犬・猫写真コンクール」を、動物愛護週間の一環として開催し、動物愛護フェスティバルにおけるイベント会場に優秀作品を展示、表彰を行う。 ③協会事業及び動物飼育関連情報等を県民に提供し、適正飼養管理の啓発を行う。「動管協だより」5,000部発行した。					
【公共性・公益性】 動物による危害・被害を防止し、動物を愛護する精神を広く社会に普及し、併せて生命尊重等の意識の高揚を図り、人と動物の調和のとれた社会づくりに寄与する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
無	補足説明：各種啓発は、一部民間業者が競合している。	無			
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 1,409 千円	1,409 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

【事業2】名称：指導・相談活動事業		【事業区分】	公益目的事業		
【事業内容・実績】					
①飼主紹介、しつけ相談、健康相談など、飼い犬や飼い猫に関する各種相談に対し、専門指導員が電話による指導・助言を行い、動物の適正な飼養管理を推進する。年1,065件の電話相談を受けた。動物飼育者や飼育予定者など一般住民や指導者等を対象に、動物の正しい飼い方・しつけ方教室を開催する。しつけ方教室年42回、健康管理講座50回、個人レッスン19回実施した。 ②動物愛護フェスティバルなど、動物関係行事を開催する機関の要請に応じ、出張相談を行い、動物の愛護、適正管理の普及啓発に努める。 ③動物の正しい飼い方・しつけ方を普及することにより適正飼養管理を徹底する。 ④やむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫等について、新しい飼い主を紹介することにより、不幸な犬や猫をなくし、人と動物が共存できる社会づくりに貢献する。新しい飼い主紹介にて犬48件、猫203件、その他10件の紹介を実施し、6頭が新しい飼い主に譲渡された。					
【公共性・公益性】 動物の飼い方に関する電話相談や出張相談により動物の適正飼養管理を推進するとともに、新しい飼い主の紹介・仲介により不幸な犬や猫をなくし、人と動物が共存できる社会づくりに貢献する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
無	補足説明：しつけ方教室	有（委託料）			
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
▲ 548 千円	2,299 千円	0 千円	1,751 千円	258 千円	258 千円

【事業3】名称：受託事業		【事業区分】	公益目的事業		
【事業内容・実績】					
①「狂犬病予防・動物愛護管理研修会」を千葉県及び（公社）千葉県獣医師会と共に開催し、県及び市町村担当者が、一般県民に対し、狂犬病予防等に関する知識及びしつけ方に関する知識・技術を周知・普及できるよう、指導者としての教育、訓練及び育成を行う。 令和6年10月30日に県、市担当者を対象に狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会及び研修会を開催共催した。 ②動物愛護及び適正飼養管理・啓発用教材を作成し、県関係機関、市町村、動物病院などへの配布及び情報の提供を行い、動物愛護の思想の普及、適正飼養及び人と動物との共生できる社会づくりを推進する。					
【公共性・公益性】 県及び市町村担当職員等を対象とした指導者養成講座を行い、動物を保護、愛護する精神を広く社会に普及し、併せて生命尊重等の意識の高揚を図り、もって人と動物の調和のとれた社会づくりに寄与する。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】		【県の財政支出の有無】			
無	補足説明：該当なし				
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
6,328 千円	23,734 千円	0 千円	30,062 千円	30,062 千円	18,600 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

(1) 当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い合わせてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	<p>【県が出資等した当初の目的】 近年、生活様式が多様化する中で、犬や猫など動物との身近なふれあいが求められているが、人間側の身勝手さだけで動物を飼育することが多く、無責任な飼い方に起因する被害・危害・苦情等の問題が発生している。そのような動物にかかる、複雑かつ多様化する諸問題に対して、行政の施策を側面から補佐し、柔軟かつ適切に対応できる財団を支援する。</p> <p>【関係を維持する現在の意義】 「動物の愛護及び管理に関する法律」が令和元年に一部改正され、終生飼養の義務化や虐待の厳罰化等、動物の適正飼養管理の推進がより一層求められており、また、令和3年度には千葉県議会において動物愛護超党派議員連盟が発足する等、県民の動物愛護に対する関心が高いことから、当協会が現在取り組んでいる事業は、より必要性が高まっており有意義なものである。</p>						
(2) 類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	<p>【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 しつけ方教室、新しい飼い主紹介事業</p> <p>【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 しつけ方教室については、民間団体では、活動地域が限定的であり、主対象が個人からの依頼であるのに比し、当協会では、活動地域が全県的で、かつ、市町村からの依頼にも柔軟に対応可能であり、しつけ専門の獣医師を派遣可能なことが評価できる。また、新しい飼い主紹介については、県及び市町村が出捐する協会が運営していることで、民間の類似事業よりも信頼性があり、自治体が県民に紹介しやすいこと。以上のことから民間の類似事業が存在してなお、関係を維持している。</p>						
(3) 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	<p>収益を目的としていないため、低廉な金額で事業を行っている。また、当協会の理事長以下職員は、動物関連事業に知見を有する人材が豊富であるとともに、協会設立当初から収容動物の保護、管理、処分及び育成訓練業務をほとんど自ら行っており、特に育成訓練業務は、しつけ専門の獣医師による指導の下業務に携わっていることから、関係方面から非常に高い評価を得ている。</p>						
(4) 県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況	<p>【計画等名】 ○○（対象期間：○～○）</p> <p>【指標名】 ○○（単位：○○）</p> <table border="1" data-bbox="504 945 1356 983"> <tr> <th>基準（○年度）</th> <th>実績（○年度）</th> <th>目標（○年度）</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【指標と事業の関係性及び達成状況】</p>	基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）			
基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）					
(5) 資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性	<p>資本金280,000千円のうち、県の出資は140,000千円（50%）となっているが、全県的動物行政の総合的指導主体は県で、かつ、公平に運営するための影響力を考慮したものである。</p>						
(6) 運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性	<p>【名称】 ○○○○</p> <p>【内容】（金額：○○千円） ○○○○</p> <p>【必要性】</p>						
(7) 団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性	<table border="1" data-bbox="425 1320 1457 1358"> <tr> <td>【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td>県が負担</td> <td>0名</td> <td>県以外が負担</td> <td>0名</td> </tr> </table> <p>【役職・業務内容】</p> <p>【派遣等の必要性】</p>	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名			

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与維持（県と連携した経営改善）
(2) 県としての具体的な取組※	<p>①財団法人を維持するため、事業の実施方法の見直しや、精査を行うことに加え、多様な手段で寄附金を募ることなどにより、収支構造の改善を求める。</p> <p>②収支構造の改善が難しい場合、基本財産の取崩や他団体への吸収合併などの幅広い選択肢を含めた、抜本的な見直しを検討する。</p>
(3) 取組実績とその成果	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの受託事業は減少傾向にあるが、包括外部監査の意見もあり、広く一般法人や自治会、任意団体からの事業も受託することとした。 ・高齢犬対策として病気の早期発見、食餌の与え方やマッサージを含めた健康管理講座を拡充し増益を図っている。 ・ICT（ズーム）を活用しての個人レッスン講座を、令和3年11月から毎月1回実施し受講者の確保を図っている。 ・県内市町村に改めてしつけ方教室等の活用促進に関する通知を送付した。 ・各種教室・講習会受講者のニーズに対応できるよう講師等を育成する。（しつけ方教室等参加者数：令和6年度482名、令和5年度751名）
(4) 課題	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の独自の動物愛護事業が不活発であり、当協会事業への需要が少ない。 ・基本財産の運用について、昨今の低金利状況の中、債権の運用、買い替え等に苦慮している（基本財産は、安全確保を第一に、国債・地方債・定期預金により資産運用を行っているが、満期後の債券買い替え時は低利率となり、基本財産運用益が大きく減額となっている）。
(5) 県としての今後の対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 職員の賃金上昇等に対応し、財団法人を維持するため、経費の徹底的な精査を行うとともに、必要に応じた委託事業等の見直しに加え、多様な手段で寄附金を募ることなどにより、収支構造の改善を求める。 ・県の施策である収容動物の殺処分削減に向けた取り組み（収容動物のしつけ訓練、社会化、馴化）への関わり様を広く伝え、収容動物のためになる運営をしている団体であることをアピールする。 ・インターネット等を活用して、団体活動の広報及び賛助会員の募集を行っていく。 ・インターネットによる寄付受付を開始したことについて、周知を図っていく（動管協だよりへの掲載、協会のリーフレットの配布、しつけ方教室等でのPR等を実施）。 ・基本財産の運用について、より効果的な運用について研究し、収益向上を図る。 ・動物愛護事業の拡充を図る。特にしつけ方教室の講師の人材育成に務める。 ・収支構造の改善が難しい場合、基本財産の取崩や他団体への吸収合併などの幅広い選択肢を含めた、抜本的な見直しを検討する。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

（1）財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和6年10月30日	措置の公表年月日	元号 年 月 日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1	措置の内容 ※2				
【指摘事項】 該当なし	該当なし				
【注意事項】 該当なし	該当なし				

1つ前の実施年月日	令和6年3月15日	措置の公表年月日	元号 年 月 日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1	措置の内容 ※2				
【指摘事項】 該当なし	該当なし				
【注意事項】 該当なし	該当なし				

2つ前の実施年月日	令和5年1月19日	措置の公表年月日	元号 年 月 日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1	措置の内容 ※2				
【指摘事項】 該当なし	該当なし				
【注意事項】 該当なし	該当なし				

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

（2）包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

監査テーマ	該当の有無			無
監査テーマ	県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について			
実施年度	平成26年度	措置の公表年月日	平成28年1月29日	
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください	措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください			
www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h26-zenbun.pdf	www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h28-gaibu-soti.pdf			

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

（1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	0	4(1)	4(1)	67%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

（2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項		
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	実施している外部的な監査の内容		
公認会計士又は監査法人	無	有	無	無	該当なし		
監査又は会計に識見を有する者	無	無	無	無	該当なし		

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

（3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄	—
----	--------------------	------	---

（4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	有	有	有	有
役員名簿	有	有	有	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	有	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	有	有	有	有
キャッシュフロー計算書	無	無	無	無	無	無
附属明細書	有	有	有	有	有	有
財産目録	有	有	有	有	有	有
事業計画書	有	有	有	有	有	有
収支予算書	有	有	有	有	有	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	無	無	有	有
業務の委託方法に関する規程	無	無	無	無	無	無
資金運用に関する規程	有	有	無	無	無	有
個人情報保護に関する規程	有	有	無	無	無	有
情報公開に関する規程	有	有	無	無	無	有

※「公表」とは、団体のホームページや、その他法令で定める方法により公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

8 役職員等の状況

(1) 常勤の役職員数

(単位：人)

(各年度7月1日現在)

項目	直近4年度前 (R3年)	直近3年度前 (R4年)	前々年度 (R5年)	前年度 (R6年)	現年度 (R7年)
常勤役員数 ①～⑤の和	1	1	1	1	1
プロパー ①	0	0	0	0	0
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	1	1	1	1	1
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	6	6	6	4	6
プロパー ⑥	6	6	6	4	6
県退職者 ⑦	0	0	0	0	0
県現職者 ⑧	0	0	0	0	0
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

(2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項目	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)
常勤役員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	1人（ 0人）
	平均年齢	* 歳
	平均年収	* 千円
常勤職員	人数（内数：県退職者及び県現職者）	6人（ 0人）
	平均年齢	50歳
	平均年収	2,439千円
※この表は実人員数に基づいて記入しています。		

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、
(15人+36人+15人)/12か月=5.5人となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「*」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況（直近の決算現在）

策定の有無	有
名称	団体HP掲載+備置
対象期間	元号 年 月 ~ 元号 年 月
概要	策定年月日
取組状況	元号 年 月 日
指標の達成状況	指標1：名称（単位）【実績】●●【目標】●● 指標2：
特記事項	該当なし

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

10 財務状況

(単位：千円又は%)

(1) 貸借対照表

公益法人会計の場合

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	2,783	3,738	4,477	19.77%該当なし
	固定資産	280,000	280,000	280,000	0.00%該当なし
	うち有形固定資産	0	0	0	—該当なし
	資産合計	282,783	283,738	284,477	0.26%該当なし
負債	流動負債	1,459	1,677	714	▲ 57.42%該当なし
	固定負債	0	0	0	—該当なし
	うち長期借入金	0	0	0	—該当なし
	負債合計	1,459	1,677	714	▲ 57.42%該当なし
	うち有利子負債	0	0	0	—該当なし
正味財産	一般正味財産	1,324	2,061	3,763	82.58%該当なし
	指定正味財産	280,000	280,000	280,000	0.00%該当なし
	正味財産合計	281,324	282,061	283,763	0.60%該当なし
参考	基本財産	280,000	280,000	280,000	0.00%該当なし
	繰越損益相当額	1,324	2,061	3,763	82.58%該当なし

(2) 損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	35,849	36,703	37,638	2.55%	該当なし
うち事業収益	1,319	1,971	1,493	▲ 24.25%	該当なし
経常費用	35,581	36,111	36,081	▲ 0.08%	該当なし
うち管理費	1,329	1,253	1,319	5.27%	該当なし
評価損益等	146	177	145	▲ 18.08%	該当なし
当期経常増減額	414	769	1,702	121.33%	該当なし
経常外収益	0	0	0	—	該当なし
経常外費用	0	32	0	▲ 100.00%	該当なし
当期経常外増減額	0	▲ 32	0	100.00%	該当なし
その他収入	0	0	0	—	該当なし
その他支出	0	0	0	—	該当なし
当期一般正味財産増減額	414	737	1,702	130.94%	該当なし
当期指定正味財産増減額	0	0	0	—	該当なし
うち評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期正味財産増減額	414	737	1,702	130.94%	該当なし

(3) 主な経営指標

公益法人会計の場合

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	190.75%	222.90%	627.03%
自己資本比率（正味財産÷（負債+正味財産）×100）	99.48%	99.41%	99.75%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	0.00%	0.00%	0.00%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和7年度）

11 借入金等残高等の状況

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 対前年度比
各年度の借入金等	0	0	0	—
各年度の償還金等	0	0	0	—
借入金等決算残高 ①+②	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	0	0	0	—
県 ③+④	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
それ以外のもの ④	0	0	0	—
県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
民間その他 ⑦+⑧	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
それ以外のもの ⑧	0	0	0	—
県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

12 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R4年)	前年度決算 (R5年)	直近決算 (R6年)	直近増減率 対前年度比
総収入 ①=②～⑥の和	35,849	36,703	37,637	2.54%
運用益収入 ②	4,010	4,045	4,083	0.94%
会費収入 ③	1,372	1,295	1,307	0.93%
寄附収入 ④	818	429	434	1.17%
行政からの委託料等収入 ⑤	28,290	28,963	30,320	4.69%
その他収入(②～⑤以外) ⑥	1,359	1,971	1,493	▲ 24.25%
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	17,510	17,510	18,858	7.70%
対総収入割合 ⑦÷①	48.84%	47.71%	50.10%	2.40%
県の財政支出 ⑧	17,510	17,510	18,858	7.70%
対総収入割合 ⑧÷①	48.84%	47.71%	50.10%	2.40%
補助金・交付金・負担金 ⑨	0	0	0	—
対総収入割合 ⑨÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
その他(⑧⑨以外) ⑩	0	0	0	—
対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
資金運用等 ⑪+⑫	4,156	4,222	4,228	0.14%
有価証券等評価損益(含み損益) ⑪	146	177	145	▲ 18.08%
売却・償還・配当等損益(実損益) ⑫	4,010	4,045	4,083	0.94%
保有・運用中の有価証券等の取得額	267,071	272,103	272,103	0.00%

(2) 県からの財政的な支援(借入金及び損失補償等を除く)

(単位：千円)

項目	直近4年度前 (R2年)	直近3年度前 (R3年)	前々年度 (R4年)	前年度 (R5年)	直近決算 (R6年)
運営費補助	0	0	0	0	0
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0